⑥　休日割引

イ　割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）に高速国道又は別添６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路を通行（対距離制区間のうち沖縄自動車道、大都市近郊区間のみの通行及び区間料金制区間の通行を除く。）するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車（広島岩国道路、延岡南道路((1)②カに定めるただし書きの期間は除く。）及び椎田道路においては、別添１－１に掲げるイからへに該当する自動車とする。）。

ロ　割引率等

(イ)　普通区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）及び別添６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)を適用する場合は除く。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）及び別添６のうちＡ又はＢに掲げる各高速道路の別に算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(ロ)　対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出した額とする。

（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ’２Ｒ’２）＋150×（１－Ｗ÷100））×ｔ＋Ｐ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ’

ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ’２Ｒ’２）＋150×（１－Ｗ÷100））×ｔ又はＰ×（１－Ｗ÷100）の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注)　上記式においてａ、Ｌ、Ｌ’１、Ｌ’２、Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’１、Ｒ’２、Ｗ及びｔは、それぞれ次の値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

Ｌ　：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’１：関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ）Ｂに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’２：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ）Ｂに定める料金の額（単位：円）

Ｐ’　：別添６のうちＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’１：関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ）Ｂに定める区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’２：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｗ　：30

ｔ　：消費税率

⑦　近畿自動車道等迂回利用割引

イ　割引をする自動車

次表の(A)に掲げる道路、(B)に掲げる近畿自動車道若しくは阪和自動車道（区間料金制区間）の区間又は近畿自動車道と阪和自動車道（区間料金制区間）の相互間（以下「(B)のインターチェンジ相互間」という。）及び(C)に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路を連続して通行し、ハに定める阪神高速道路株式会社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行するＥＴＣ車。

ただし、次表の１及び２の(A)に掲げる第二京阪道路を通行する自動車のうち、当該道路の起点又は当該道路を除く高速道路の各インターチェンジから流入又は流出し当該道路を通行する場合は、ＥＴＣ2.0車に限る。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	第二京阪道路	門真ジャンクションから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理する東大阪ジャンクション
2	第二京阪道路	松原ジャンクションから門真ジャンクションまで	大阪府道高速大阪松原線	
3	大阪府道高速大阪東大阪線のうち一般国道308号（第二阪奈道路）との接続部から東大阪ＪＣＴまでの区間	東大阪ジャンクションから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理する東大阪ジャンクション
4	大阪府道高速大阪東大阪線のうち一般国道308号（第二阪奈道路）との接続部から東大阪ＪＣＴまでの区間	松原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪松原線	
5	西名阪自動車道	松原ジャンクションから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理する松原ジャンクション
6	西名阪自動車道	松原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線	
7	大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路	美原ジャンクションから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理する松原ジャンクション
8	大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路	美原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線	
9	南阪奈道路	美原ジャンクションから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理する松原ジャンクション
10	南阪奈道路	美原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線	